明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令等の一部を改正する省令（**国土交通**三）　一
〔告　示〕
○夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件（**総務**九）　三
○旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準及び貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準の一部を改正する告示（**経済産業・国土交通**一）　三
○貨物の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用貨物輸送事業者の指針（**同**二）　三
○旅客の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用旅客輸送事業者の指針（**同**三）　三
○エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律等の施行に伴い建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準等の一部を改正する件（**国土交通**三九）　三
○道路に関する件（**関東地方整備局**一三）　三
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関を登録した件（**同**一四）　三
○道路に関する件（**北陸地方整備局**四、五）　三
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（**中部地方整備局**四）　三
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**中国地方整備局**六）　三
○道路に関する件（**同**七、八）　三
○道路に関する件（**四国地方整備局**六、七）　三
○都市計画に関する件（**九州地方整備局**七）　三
〔公　告〕
諸事項　三
裁判所　三
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等　三
独立行政法人製品評価技術基盤機構　三
計量法第百四十三条第一項の規定に基づく登録、平成二十五年度管理業務主任者試験合格者関係　三
地方公共団体　三
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　三
会社その他　三
会社決算公告　三

省令

○国土交通省令第三号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第五十五条（同法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）及び第五十六条第一項（同法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年一月十七日　国土交通大臣　太田　昭宏

エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令等の一部を改正する省令

（エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令の一部改正）

第一条　エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令（平成十八年国土交通省令第十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令

第一条中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改め、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に改める。

第七条第三号及び第十三条第三号中「遵守状況」の下に「及び電気の需要の平準化に資する措置に関する同条第二項に規定する指針に従って講じた措置の状況」を加え、「合理化に関し」を「合理化等に関し」に改める。

第十五条中「令十三条第一項」を「令第十三条第一項」に改める。

第十九条第三号中「遵守状況」の下に「並びに貨物の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する法第五十二条第二項に規定する指針及び旅客の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する法第六十六条第二項に規定する指針に従って講じた措置の状況」を加え、「合理化に関し」を「合理化等に関し」に改める。

第二十条（見出しを含む。）中「フレキシブルディスク」を「光ディスク」に改める。

第二十一条を次のように改める。

（光ディスクの構造）

第二十一条　前条の光ディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

一　日本工業規格X〇六〇六及びX六二八二又はX〇六〇六及びX六二八三に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

二　日本工業規格X〇六〇九又はX〇六一一及びX六二四八又はX六二四九に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

第二十二条を削り、第二十三条を第二十二条とする。

様式第一から様式第十三を次のように改める。